

3. 11 「震災関連死」という問い

—— 福島県の分析を通して ——

野 口 典 子

3.11 「震災関連死」という問い

—— 福島県の分析を通して ——

野 口 典 子

はじめに

2014年12月26日、復興庁は9月末時点で東日本大震災をきっかけに体調を崩して亡くなり「震災関連死」と認定された人が、10都県で3,194人になったと発表した(2014年12月27日中日新聞より)。3月末時点の集計よりも105人増えたと報じ、なかでも福島県が前回よりも89人増であり、合計1,793人で、全体の半数超を占めている。

2011年3月11日の東日本大震災の発生から4年の歳月が経とうとしている。いまでも今回の災害により自宅以外に避難している方々が233,512人と発表されている。長い避難生活、応急仮設住宅や借り上げ住宅での不自由なくらしはいつまで続くのであろうか。福島県会津若松市の応急仮設住宅にくらす大熊町の方々と交流を通して、たくましさや辛抱強さに頭が下がると同時に、「なぜ」「いつまで」という思いを持たないわけにはいかない。

そうした中、福島民報新聞の特集記事に唖然としたのであった。それは、「増え続ける「関連死」心のケア態勢充実を」という8-9面を使った座談会であった。6名(司会も含め、弁護士、臨床心理士、看護師などに加え、被災当事者)による東日本大震災後の福島県の状況に関するものであった。座談会のテーマは「原発事故関連死」であった。あまりにも聞きなれない言葉、実態に驚かされた。いや先にも述べたように、復興庁では東日

本大震災関連の報告の中で、「震災関連死」の報告をしているのであり、福島県はその数が全体の半数を超えているとも報告しているのである。「震災関連死」「原発事故関連死」とはいかなることなのであるか。なぜ、災害発生から4年余が経ようとしているにも関わらず、ひとが死ななくてはならないのであろうか。この単純な問いに対する回答を得ようとしたのが本稿に着手したいきさつである。この特集の冒頭で、「福島民報社は東京電力福島第一原発事故に伴う避難中などに命を落とすケースを「原発事故関連死」と位置づけ、災害弔慰金など現制度の課題を指摘するキャンペーン報道を続けています」と述べている。すなわち、「震災関連死」という一般概念と福島県で起こった東京電力福島第一原発事故に伴う避難による過剰負担によって生じた「原発事故関連死」が存在するというのである。福島県では、この時点（2014年5月26日）で、震災・津波などの災害の直接死の1,603人を上回る1,699人が、「震災関連死」の認定を受けたとも報じている。このように、災害発生時点ではなく、その後の避難生活や災害後の生活の変化により尊い命が奪われているのである。まさに、「なぜ」「どうして」という疑問を持たざるを得ないのであった。特集記事の中で、臨床心理士の成井香苗氏は「東京電力福島第一原発事故に伴い、避難を強いられた人たちは「あいまいな喪失」と「あいまいな不安」という二つのストレスを抱えたままだ」と述べている。確かに、宮城県気仙沼の応急仮設住宅で出会った被災者の多くは、「自宅も職場もなくなった」「船も流された」という実態の喪失に対し、自分が生き残ってしまったという罪悪感を抱えつつも、生きていくためには家を、船を復興しなくてはならないというなか吹っ切れたような思いを感じた経験を私自身も持っている。それに比べ、福島県の沿岸部、双葉、相馬郡の被災者の多くは、古里に家を残し、自然の大部分はそのままであるというなんとも割り切れない喪失体験なのである。放射能は見えない、におわないのであり、その“危険”は頭では理解できるものの、まさに「なにが危険なのか」と言いたい気持ちなのではなかろうか。成井氏も指摘しているように「自分が育ってきた環

境は何一つ変わらないと感じているが、喪失感ばかりが募る」のであるの
であろうか。

国は、あちらこちらの原子力発電再起動に向けて動きだそうとしている。
本当に、二度と事故は起こらないのであろうか。二度とこうした「原
発事故関連死」という状況が起こらないという確証が持てるのであろう
か。「震災関連死」3,194人の死は偶発的突発的なものに過ぎない現象であ
るとでも言いたいのであろうか。

1. 「震災関連死」の定義と把握された数

1) 東日本大震災における「震災関連死」

2012年8月復興庁は、「東日本大震災における震災関連死に関する報告」
（震災関連死に関する検討会）を発表している。その中で2012年3月時点
での震災関連死を1,632人と報告している。ということは、2014年9月末
時点の復興庁の「震災関連死」と認定された人は、3,194人であるという
ことは、2年間で1.96倍、まさに2倍ということになる。なぜ、このよう
な事態になっているのか、東日本大震災は、災害発生時になんらかの事故
による死（（注1）直接死と定義されている）だけではなく、その後なん
らかの要因によって命が奪われているということになる（（注1）間接死
と定義される）。

復興庁は、2012年3月時点で把握されている震災関連死の中で、震災
関連死の死者数が多い市町村と原発事故により避難指示が出されている市
町村の1,263人を対象に原因の調査を行った。その分析結果は以下のよう
である。

- (1) 男女別では、男性が47.7%、女性が51.5%とほぼ半々（男性602
人、女性が650人、不明11人）
- (2) 既往症の有無では、64.4%と6割強が「あり」であった。不明は27.3
%と3割弱あった。
- (3) 死亡時の年齢は、60歳以上が1,206人で95.5%であった。そのう

ち 80 歳以上が 856 人で 67.8% となっている。

- (4) 死亡時期別では、発災から「1ヶ月以内」が 608 人で 48.1%、「3ヶ月以内」では 986 人で 78.1% と 8 割弱となっていた。また、「6ヶ月以内」では、1,200 人で 95.0% であった。「6ヶ月から1年以内」では 63 人となっており、「関連死」のピークは「6ヶ月」を境に減少傾向にあったとこの段階では分析できるのである。

しかし、先にも述べたように、2014 年 9 月現在では 2012 年 3 月時点の 2 倍弱の増加となっているのであり、「関連死」のピークが「6ヶ月」とはいえないことがはっきりしている。死亡時期に関して、復興庁が 2014 年 5 月に報告している「東日本大震災における震災関連死の死者数」によりさらにみていくことにすると、この時点の総数は 3,089 人である。3,089 人の死亡時期の分布は、「1ヶ月以内」が 1,177 人で 38.1%、「6ヶ月以内」では、2,289 人となり、74.1% である。先の時期別と比べると、「6ヶ月以内」の割合は低くなっていることがわかる。つまり、「6ヶ月以上」が 800 人であり、25.8% となっているのである。確かに福島県を除いた都道府県では、「6ヶ月」を境にその数は減少している。福島県は他県と異なり、「1年以内」で 344 人、「2年以内」で 290 人、「3年以内」で 66 人となっており、福島県の総数 1,704 人のうち、「6ヶ月」が 700 人であり、87.5% となっている。残念ながら、2014 年 5 月報告では、その原因に関する調査及び分析はされていない。

- (5) 「震災関連死」の原因については、以下のような結果分析がされている。ただし、分析に関しては市町村からの提供資料(死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会で活用された経緯書等)を基に、復興庁がその主な情報を原因区分し、整理した結果である。

①被災 3 県(岩手、宮城、福島県)全体(複数回答)でみると、「避難所等における生活の肉体的・精神的疲労」が 3 割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が 2 割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が 2 割となっている。

- ②岩手、宮城県では上記に加え、「地震・津波のストレスによる肉体・精神的疲労」が2割となっている。福島県について分析では、「他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、その内訳は、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が380人と、岩手県、宮城県に比べ多い。これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる」と述べられている。
- ③死亡時の生活環境区分別では、「その他のうち病院、介護施設等」と「自宅など震災前と同じ居場所滞在中」それぞれ3割、「避難所滞在中」が1割という結果と報告している。
- ④自殺者は13人であるとしている。

2)「震災関連死」の定義をめぐって

災害発生時になんらかの事故による死から「助かった」「助けられた」にも関わらず、その後の時間的経過の中で、それもかなりの時間的経過の中で、人は死ななければならないのであろうか。この疑問に気づいたのが内科医である上田耕蔵氏（注2）であった。1995年1月17日早朝に起こった阪神・淡路大震災において、上田氏は神戸医療生活協同組合神戸共同病院で被災した。病院は半壊に止まり火災も免れたため医療の継続と地域の支援活動に奔走することになった。そうした中で、高齢者が地震や火災で負傷したりしていないにもかかわらず地震のショックや避難環境の悪化のため内科疾患等が増え、重度化し、さらには亡くなるという事態に直面した。これを彼は、「震災関連死」と呼び、それ以降「震災関連死」と震災後の高齢者の支援に尽力しているのである。彼は、東日本大震災発生当初から「震災関連死」に関して「これまでの震災とはかなり違う様相を示している」と注意を喚起していた。

阪神・淡路大震災では、「震災関連死」とともに、「孤独死」の問題もクローズアップされた。都市型の災害において、生活環境の変化、家族・親族の喪失による精神的負担等、応急仮設住宅での「孤独死」が問題となっ

た。「震災関連死」の先に「孤独死」という問題が存在することを先の災害は教訓として残したのであった。

しかし、上田氏によれば、東日本大震災は阪神淡路大震災とは全く違ってしていると分析している。その結果、「震災関連死」の特徴は、以下のようであると分析している（注3）。

- ①津波は点ではなく面での被害であり、かつ広範囲が被災している。多数の死者行方不明者に比較して負傷者が少なく、かつ重度外傷者が少ない。
- ②長期間のライフラインの停止。物資、人の支援が遅れた。背景にはガソリン不足がある。
- ③原発事故により、多数の住民の移住を要した。

これらのことを踏まえて、1) 1週間以上にわたるライフラインの停止。暖房なし、厳しい環境におかれて高齢者は衰弱した。施設、病院における死者が目立つ。2) 移動による高齢者の死亡。病院、施設の損壊や原発事故のため、避難した患者・利用者で、亡くなる人が少なくない。3) 津波による低体温や肺炎が発生したと述べている。

こうした状況にあって、実は災害発生時に「震災関連死」に対する話題、関心は低かったとも述べている。その理由は、直接死者がまだまだ確定できない状況と原発被害の関心が高く、マスコミ報道が「震災関連死」にむかかなかったのであり、被災者側にも避難所でなくなる高齢者を「震災関連死」と認識するに至らなかった。家族にとっても「震災関連死」なるものへの申請にまで至らない、あるいは申請する家族もまた亡くなっているということではないかと述べている。

しかし、避難所の劣悪な環境の継続は、多くの方に2次災害としての健康破壊を起こさせ、とくに高齢者の衰弱死が問題になるにつれ、国もその問題を直視せざるを得なくなったのである。

「震災関連死」をめぐっては、上田氏が阪神・淡路大震災において、高齢者が地震や火災で負傷したりしていないにもかかわらず地震のショック

や避難環境の悪化のため内科疾患等が増え、重度化し、さらには亡くなるという事態に直面し、そうした事態を「震災関連死」としたのであるが、国は依然として定義してはいないのであり、東日本大震災においても「震災関連死」についての実態への認識はあるものの、それへの対応については、2011年4月に厚生労働省社会・援護局災害救助・救済室が「災害関連死に対する災害弔慰金等の対応（情報提供）」という形で見解を述べているにすぎない。災害弔慰金については次章で詳しく検討していくが、ここで厚生労働省はあえて「災害関連死」という用語を用いることで、「災害弔慰金」の対象という扱いにしたのである。ここでの情報提供として紹介されたのが、中越地震において長岡市が示した認定基準である。2004年の新潟県中越地震において災害弔慰金が支給されたのは66人であり、長岡市ではその3分の1にあたる22人であった。中越地震の基準は、死亡までの時間と関連性の二面から検討されたものであり、時間においては、1週間以内は震災関連死であり、1ヶ月以内はその可能性が高い、6ヶ月以内は可能性が低いという判断であった。6ヶ月以上ではまずは関連死ではないという判断であったのである。関連性においては、環境の激変（地震のショック・余震への恐怖、避難所等における疲労、初期治療の遅れ、救助・救済活動等の激務、多量の塵灰の吸引等）があれば可能性が高いと判断された。死因が肺炎・心筋梗塞・心不全・脳梗塞等ありふれたもの（基準に明記されたまま使用）については、緻密に判断するとしており、例えば、発症時期が、生活が安定して以降の場合は該当せずということであり、地震前に高血圧、高脂質、持病等元々のハイリスク者ではなかったのか、元々衰弱（免疫力低下）しており、地震がなくても同様の経過を辿ったと考えられないか、医師の「追加診断書」（少なくとも関連性が否定されていないこと）が必要であるとされている。

ここで注視したいのは、未曾有の災害とであると誰もが疑うことがない3.11東日本大震災という事態にあって、しかも過去にすでに経験した間接死の存在に対し、その事態への予測がほとんどなされず、しかもその対応

が直近の災害を例示するに過ぎなかったということである。

上田氏も述べているように、「震災関連死数は被害の大きさやその時々
の地域社会情勢により変化する可能性がある」(注4)ということであり、
「震災関連死」を想定した施策が展開できたのではないかと考えるのであ
る。

2. 「震災関連死」の認定と保障をめぐる課題

「震災関連死」に対する認定は、先にも述べてきたように、現段階では
「災害弔慰金」の対象という扱いであり、その認定は、当該市町村に委ね
られている。認定は、各自治体の「〇〇市(町・村)災害弔慰金支給審査
委員会設置要綱」に基づき、委員会が設置され、弔慰金支給に関しての事
実の審査を行い、支給の決定を行う。すなわち、支給の決定が「震災関連
死」の認定となる。委員会のメンバーは、学識経験者、保健・医療関係団
体の代表者からなると定められている。阪神・淡路大震災及び新潟県中越
地震の際に設置された例では、委員の人数は4から7人と幅があり、その
構成メンバーは、医師、弁護士、市職員(担当部長)、その他大学教授、
医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカーとなっている。

では、その認定はどのような制度の下にあるのかというと、1973年に
施行された「災害弔慰金の支給等に関する法律」(法律第82号 最終改正
2011年8月30日)である。法の趣旨は、「災害により死亡した者の遺族
に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は進退に著しく障害を受
けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯
の世帯主に対し貸し付ける災害援護資金について規定」したものである。
この法律において「災害」とは、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、
津波その他異常な自然現象」をさしている。こうした自然災害が自治体
において発生し、災害救助法の適用となり、①1市町村において住居が5世
帯以上滅失した災害、②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市
町村が3以上ある場合の災害、③都道府県内において災害救助法が適用さ

れた市町村が1以上ある場合の災害、④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合、この法律が適用される。

災害弔慰金の支給については、先に述べた災害弔慰金支給審査委員会にその事実が確認されなくてはならないが、それよりも当事者あるいは遺族からの「申請」がなくてはならないのである。では、法でいう「遺族」とはなにかについてみてみると、法第3条の2において以下のようなようである。

①死亡した者の死亡当時における配偶者が該当する。この場合、婚姻届はないが事実婚は含まれる。ただし、離婚届は出ていないが、事実上離婚状態にある者は含まれない。②生計を同じくしていた子、父母、孫及び祖父母ならびに兄弟姉妹は該当するが、この場合にあつて、兄弟姉妹は配偶者、子、父母、孫又は祖父母が生存しない場合該当する。災害弔慰金の額は、死亡者1人あたり500万円を限度としており、ただし死亡者が世帯において生計維持に占める責任において勘案して、「政令で定める」額以内とするとなっており、世帯主の場合は500万円を上限とし、その他の世帯員の場合は半額の250万円を上限として設定されている。

災害弔慰金の負担については、国が2分の1、都道府県・市町村がそれぞれ4分の1ずつ負担することになっている。

陸前高田市では、市のホームページに「災害関連死」に関する情報を示している。国が示したガイドラインをほぼ踏襲したものであるが、紹介しておきたい。市が示す「災害関連死」とは「災害（東日本大震災）による負傷の悪化や避難生活などにおける身体的負担による疾病により亡くなられた場合で、いわゆる「災害関連死」と判定された場合も災害弔慰金が支給されます」とあり、災害との因果関係の有無について市から委託を受けて県が設置した災害弔慰金等支給審査会にて審査すると述べられている。これで見ると岩手県の場合は、災害弔慰金等支給審査会の設置は県が行うとなっている。ただし書きで、「審査結果により支給認定されないこともあります」と明記されている。「災害関連死」の事例としては、①津波にのみこまれたことにより、肺炎を悪化して死亡、②震災直後、ライフライ

ンが停止し、十分な医療行為を受けることができず、衰弱して死亡、③高齢であり、寒さに耐えながら避難所生活により、衰弱して死亡等となっている。「災害関連死」の申出は家族が自らその事情を申し立てるもので、その際にはいくつかの書類の提出が必要となる。その例としては、1) 自宅の罹災証明、2) 入院または通院されていた方の医療機関から受け取っていた文書、3) 「おくすり手帳」等の文書、4) 介護保険サービスを利用していた場合、保険市町村や事業所からの文書、5) 障がい者手帳等である。申出できるのは、遺族であり、その内容は先に示したものであり、このうち代表1名とされている。また、弁護士などの代理人による申出が認められているが、初回の聞き取り等は遺族代表の同席が必要とされている。

そもそも弔慰金とはどのような性格をもつものなのであろうか。辞書的な解釈では「死者を弔い、遺族を慰める気持ちを表すため、個人、企業などの法人、政府等が支給する金銭のこと」であり、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金に関する「災害弔慰金の支給等に関する法律」や、戦傷病者や戦没者の遺族に対する「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給」などが法制化されている。2014年8月21日、富山県神通川流域で発生したカドミウム汚染による公害病・イタイイタイ病を巡り、前段症状である腎臓障害「カドミウム腎症」を発症し、すでに亡くなった住民に対して、原因企業の三井金属が弔慰金を支払う方針であるということが報道されている。このように、故人に対し弔意を示すという習慣から発生しており、あくまで「一時的」な意思の表明であるといえる。

3. 福島民報アーカイブにみる 17 人の死と残された家族

先に紹介した2012年8月復興庁による「東日本大震災における震災関連死に関する報告」(震災関連死に関する検討会)の中で述べられているように「[助かった][助けられた]命」が何ゆえに災害後に奪われてしまうのであろうか。災害時以降におこるこうした関連死を多く見てこられた

上田氏によれば、「震災関連死」は後期高齢者等予備能力のない人（体力低下や持病を持っている等）で発生しやすくなると考えられ、予備能力が低い人ほど、少ないストレス等で死亡に至るのではないかと分析している。災害時に死期が早まるということであり、その直接的要因は、①震災ストレス（過酷な避難環境、移送に伴う負荷）、②医療アクセスの低下（病院機能の喪失、病院受診困難）、③見取りの拡大（死を受け入れやすくなる）、④介護アクセスの低下等によるものであると分析されている。

震災、津波という共通の災害に遭遇した人々にもたらした被害は様々ではあり、その結果として命が奪われるという事態を起こしている。それはなにも、災害時直後に起こることばかりではなく、時間的経過を経て、何らかの社会的要因を巻き込みながら人の命が奪われていくのである。それらを総じて「震災関連死」さらには福島県の場合には「原発事故関連死」と定義せざるを得ないのではないだろうか。

以下に紹介するのは、福島民報社が独自の取材で明らかとなった17人の「原発事故関連死」（認定されたものとは限らない）の実例である。この特集は2011年11月29日に開始され、2014年4月29日までに74回の特集記事として編集されている。この中から、「震災（原発事故）関連死」として認定された事例を紹介しながら、この問題に関して分析しておきたい。

事例の分析にあたっては、記事に記載されていることを忠実に表現すること、ただし、事例の内容に筆者なりの表題をつけ、問題を提起することに心がけた。

NO.1 五十嵐喜一（65歳）自殺：「原発作業員としての加害者意識との狭間の中での苦悩」

「どうしたらいいべな．．．」「これからどうしたらいいべな」。思い詰めた喜一さんは2011年7月、飯舘村の真野ダムの橋から身を投げた。妻の栄子（65歳）さんは、福島地裁の法廷に立った。原発事故による避難

生活を苦に自ら命を絶った夫喜一さんの無念を晴らすためだ。2012年9月、東電を相手取り約7,600万円の損害賠償を求めた訴訟を起こしてから約1年7カ月が過ぎた。「夫は避難生活でうつ病になり将来を悲観して自殺した」。双葉地方の町村が設けた関連死の審査会では因果関係が認められ災害弔慰金を受け取ったが、東電は栄子さんらの訴えを認めようとしていない。原発事故で人生をめちゃくちゃにされた。お父さんを返してほしい」。原発事故さえなければ避難しなくて済んだ。家族がばらばらになることもなかった。まして、大事な人を失うこともなかった。東日本大震災から3年余りが過ぎても、放射性物質に追い立てられ避難に避難を重ねた日々は、脳裏に鮮明に焼き付く。「金が目的ではない。線香を1本でもあげて謝罪してほしいだけなんだ」と訴えた。「これからどうしたらいいべな」喜一さんが自ら命を絶つ何日か前のことだった。ふいの問い掛けに栄子さんは「気をもんだって仕方ないべ。なるようにしかならないよ」と返した。「んだな」と相づちを打った喜一さんは見るからに思い詰めていた。2011年4月に二本松市のアパートに身を寄せた。それから3カ月。喜一さんは口数が減り、食欲は落ち、不眠に悩まされていた。「あまりに暗かった。早まったことをしかねないと思った」。栄子さんは、喜一さんが寝静まってから眠るようにした。喜一さんを1人にしないよう気を配っていた。7月23日、栄子さんは午前5時半ごろに目が覚めた。喜一さんが隣で寝ていることを確認し、もう一寝入りした。6時すぎに隣を見ると、喜一さんの姿はなかった。喜一さんは真野ダムの橋から身を投げた。翌朝、喜一さんの遺体は橋の下の草地で見つかった。死因は外傷性ショックだった。二本松市からダムまでは直線で約40キロ。古里の近くまで車を走らせたのだろうか、死に場所に迷ったのだろうか。満タンだったはずのガソリンはなくなっていた。南相馬署で喜一さんと対面した。「なんで...。なんでこうなっちゃうの」

喜一さんらが1カ月余りを過ごした安積高体育館。底冷えする館内で糖尿

託として2010年まで福島第二原発の定期検査などに従事していた。「原発は、今はいいけど、何か起きたらもう駄目だ。逃げるしかないぞ」。事故前に口にしていたことが現実になった。

2011年3月12日早朝、福島第一原発周辺の町村に退避指示が出された。喜一さんや栄子さんらは放射性物質から逃れるように浪江町の荻野小、浪江高津島校、津島中、津島小を転々とし、13日夕に郡山市の安積高体育館に転がり込んだ。

喜一さんは食料配布の列に並んだり、畳を借りて寝床を作ったり、家族のために動いてくれた。ところが、1週間くらいたったころから「眠れない」と言いだした。底冷える体育館は騒々しく、気の休まる時間はなかった。暖房器具の前に椅子を置いて座り込んだ。「それから、だんだんと誰ともしゃべらなくなった」。避難所の近くを散歩することもなくなった。喜一さんは糖尿病を患っていた。飲み薬を持たずに避難を余儀なくされた。避難所は栄養の偏った冷たい食べ物ばかりで食事療法ができなかった。しばらくすると血糖値が上がり、足のしびれなどを訴えた。県外の医療機関から避難所に派遣された医師らに血糖値や血圧を測ってもらい、薬を処方されたが「かかりつけの医者薬でない、俺は絶対に駄目だ」と繰り返した。案の定、薬を1週間飲んでも、血糖値が思うように下がらず、足のしびれも取れなかった。郡山市内のクリニックを受診したが、快方に向かわない。食が細くなった。

2011年4月、郡山市の避難所から二本松市のアパートに移り住んだ。だが、不眠や食欲不振は改善しなかった。糖尿病の症状も思わしくなかった。5月初旬、妻の栄子さんと南相馬市原町区のかかりつけ医に診てもらった。飲み慣れた薬を服用するようになってからは、少しずつ調子が戻ってきたようだった。栄子さんと霞ヶ城や神社仏閣を散策し、買い物にも出掛けた。6月には、避難している仲間と新潟県に釣りに行き、約3カ月ぶりに趣味を満喫して笑顔で帰ってきた。

このころ、母シズイさん（93歳）の認知症が進んだ。徘徊（はいかい）

を繰り返す度に喜一さんらは振り回された。何度も薄暗くなるまで捜し回った。

一家の大黒柱として、避難先での暮らしを守らなければならない。生活費をどうやりくりするか、悩ましかった。看護師の栄子さんは避難に伴い、浪江町のクリニックを4月末で退職扱いになった。毎月の収入がなくなり、預金を切り崩すしかなかった。住宅ローンも800万円近く残っていた。金利は増えるが返済を5年延期してもらった。喜一さんはため息をついて元の暮らしをうらやんだ。「浪江に帰りてえな」

浪江高津島校の3年だった孫の貴明さん(20歳)は、高校を卒業したら自動車整備の専門学校に通いたいと言っていた。学費を捻出し、仕送り続けられるだろうか。希望をかなえてやれそうになかった。

「ごめんな。こんなことになれば、専門学校に行かせてやれたのにな」。喜一さんがつぶやく。貴明さんは一家の置かれた状況をおもんばかった。「じい、心配しなくていい。この状況では専門学校なんかに行っている場合じゃないから。おれ、働くから」

幼いころから同居していた貴明さんをわが子のようにかわいがってきた。2008年に長男純一さんに先立たれたから、なおさらだった。喜一さんは「たー」、貴明さんは「じい」と互いを呼び合った。

6月半ば、東電から自宅に損害賠償の仮払申請書などが届いた。賠償金をもらわなければ生活できない。だが、手続きが煩雑で、喜一さんは「読み切れないし、書き切れない」と頭を抱えた。7月になると、喜一さんは再び不眠に悩まされた。睡眠導入剤を飲んでも、あまり効果がなかった。食欲が減り、好物の白身の魚さえも残した。足のしびれも再発した。浪江に自宅があるのに避難区域で帰れない。避難生活で認知症になった母から目が離せない。孫に進学を諦めさせてしまった。住宅ローンも残っている。大好きな釣りも家庭菜園もできない。新潟への釣りの誘いも断った。日課の散歩にも行かなくなり、一日中、茶の間で横になっていた。眠っているのか、テレビを見ているのか。口を開くと同じ言葉を繰り返した。「いつ

になったら帰れるんだ。早く帰りてえな」

栄子さんが当時を振り返った。「夫は何でもかんでも抱え込んでいた。将来を見通せずに生きる希望を失ったんだと思う」

浪江町への災害弔慰金の受給申請も難航した。一度目は「自殺はだめ。該当しない」と却下された。「原発事故さえなければ避難生活もしていないし、仕事もできていたんだから、自殺なんかしないでしょ」。申請書類にびっしりと自殺と原発事故の因果関係を書いた。二度目の申請で、震災関連死に認められた。

NO.2 樽川久志（64歳）自殺：「放射能という風評で人は死ななくてはならないのか」

父久志さんが自ら命を絶って3年。「何でおやじは関連死に該当しないのか」。和也さん（38歳）のわだかまりはとけない。和也さんは、東京電力福島第一原発事故発生直後の2011年3月24日、共に農作物を育てていた父久志さんを失った。自宅裏で自ら命を絶った。政府が県に対し、キャベツなど結球野菜の出荷を制限した翌日だった。原発事故によって放射性物質が、県内に拡散し、先祖代々守ってきた大地を汚した。将来に絶望して自殺に追い込まれたと考えている。遺書はなかった。

あの日、久志さんは夜が明け切らないうちに作業着に着替え、家を出たようだった。キャベツ畑を見て回ったのだろうか。生と死のはざままで揺れ動いたのだろうか。自宅裏で発見された久志さんの歩数計は700歩近くになっていた。「出荷できずに廃棄処分するしかなくなったキャベツの写真でも撮っているのかと思った」和也さんは畑が広がる自宅裏で久志さんを見つけた。呼び掛けに応じない。駆け寄ると、既に息をしていなかった。知人に救急車を呼んでもらい、到着するまでの間、毛布を掛けて後ろからずっと抱きしめていた。「温め続ければ、まだ助かるかもしれないと思ったから」だったのかもしれない。警察の検視に立ち会い、葬式の段取りに追われた。突然のことで気が動転していた。父親を失ったという現実感に

乏しかった。

久志さんと和也さんが丹精込めて育てた7,500個の無農薬キャベツは、出荷直前だった。原発事故さえなければ流通していた。毎年、1.8キロぐらいになる大玉で、甘くて食感が良いと評判だった。市内の学校給食にも使われていた。

「震災関連死として認めてほしい」。残された妻美津代さんと和也さん手入れできる畑は限られた。作付面積を縮小せざるを得ない。作っても風評で売れるかどうか分からない。これからの生活が見通せない。「原発事故で一家の人生が狂ってしまった」。そして何よりも、原発事故によって命を絶った父の無念を晴らしたかった。

当時の市担当職員は首を横に振った。「震災で亡くなったわけではないですよ。現在の基準では震災関連死に該当しません」。自殺だから駄目なのか。原発事故と自殺は関係ないというのか。釈然としなかったが、「方針が変わったら連絡します」と聞いて引き下がるしかなかった。

後に双葉郡8町村や南相馬市の審査会が、原発事故が原因となった自殺を震災関連死に含め、遺族に災害弔慰金を支払っているのを知った。

「おやじは原発事故によって自殺に追い込まれたのに、関連死として扱われていない。人の命に差があるのか」。東日本大震災から3年余りが過ぎた今も、割り切れない思いを抱えている。妻の美津代さんは久志さんの変化に気付いていた。「もう少し注意していればよかったんだ」「病院に連れて行ってあげればね、...」。今も後悔が先に立つ。久志さんが亡くなる前に吐き気を催したのは、急性うつの症状だったと考えている。久志さんの携帯電話が残された。待ち受け画面は、自慢のキャベツの写真だった。美津代さんがそのまま引き継いで使っている。農作業がうまくいかなかったりすると、つついキャベツの写真を見てしまう。決まって「父ちゃんのようにうまくいかないね」とつぶやいて携帯を閉じる。「父ちゃん、自殺しないで一緒に闘ってほしかった」

久志さんは学校給食への食材の提供を誇りに思っていた。「1回も農薬

を使わない。子どもたちには最高のキャベツだ」。しかし原発事故が、その生きがいを根こそぎ奪った。

東電は慰謝料や葬儀費用の支払いには応じたが、謝罪には「ご容赦いただきたい」と書面で拒否した。後日、東電に再度、謝罪を求めたが、「会社の最終判断」とかたくなだった。

久志さんは避難していないし、避難所生活もしていない。でも東電はADR(注5)で因果関係を認めた。久志さんは、放射性物質によって大地を汚され、農業の将来を悲観し自殺した。そう確信していても、市役所に再度、災害弔慰金の受給相談をすべきか逡巡（しゅんじゅん）してきた。和也さんは21日、わだかまりを抱えたままの生活を終わりにしようと、災害関連死の認定申請に赴いた。「世間に原発事故の関連死として認めてもらいたい」。須賀川市は連絡が途絶えていたことをわびた上で申し出を受理した。

NO.3 島英子（63歳）の母（86歳）病死：「避難による絶望によるアルコール依存になったことが母を苦しめてしまったという後悔」

「仮設住宅で朝から酔っている人の気持ちは痛いほど分かる」。浪江町樋渡の主婦島英子さんは、東京電力福島第一原発事故に伴う避難生活でアルコール依存症になった。「古里に家があるのに帰れない悔しさ、家族がばらばらになったやるせなさ、寝付けない苦しさ. . .」。忘れさせてくれるのが酒だった。断酒して1年余りになるが、すんなりとやめることができたわけではない。郡山市にあるアルコール依存の専門外来「大島クリニック」を受診したのが2011年10月。その後、3回スリップ（再飲酒）した。今も抗酒薬が頼りだ。「この薬を切らしたら、またスリップする。命の次に大事なもの」

転々とした避難生活、かなわぬ帰還。原発事故発生後、心は乱れた。「原発事故さえなければ、避難生活さえなければ酒に溺れることはなかったのに」。酒に逃げ込んだ自分の弱さも感じているが、原発事故の不条理が憎

らしい。最初は睡眠薬代わりの寝酒だった。夫や次女、孫らと着の身着のまま避難した浪江町の津島小体育館。原発事故発生直後の2011年3月12日、多くの町民であふれ、皆身を寄せ合って寝ていた。「もともと神経質」という鳥さんは、いびきや寝言、夜泣きなど物音がする度に目を覚ました。睡眠不足が続き、先の暮らしを見通せない不安や、いら立ちが増幅した。酒がないと寝付けなくなった。飲む量がどんどん増えた。なくなれば、山を越えて川俣町の商店に買い出しに行ってもらった。

二本松市内のアパートを借り上げてから、鳥さんも夫も飲酒量がさらに増えた。近くに避難している知人がやって来ると、お茶ではなく日本酒を出した。おめでたいことがあったわけではないのに威勢よく乾杯した。「一瞬でも避難生活を忘れたかったのよ」

母にも見離され、つらく当たられた。「お前みたいなやつは来るな」母は避難先の郡山市の特別養護老人ホームで、酒臭い英子さんをにらみつけた。「何しに来たんだ」。鳥さんの手提げバッグには、飲み終えたばかりの缶ビールが入っていた。母は昔から酔っぱらいと曲がったことが嫌いだった。古里を追われ、娘が二本松市のアパートで酒浸りになっていることを知り、残念でならなかったに違いない。母に愛想を尽かされた英子さんもショックだった。それでも、避難生活を思うと心がざわついた。「酒がないと生きていられなかった」

母は2012年10月、古里の地を踏むことなく避難先で亡くなった。86歳だった。酔っぱらった英子さんに冷たく接したのは、「早く立ち直れ」との最後の愛情だったのかもしれない。そう気付いたときにはもう、母はいなかった。

NO.4 大場有作さん(95歳)大場俊明(69歳)病死：「仕事、いきがいの喪失、大切な人の死 重なる喪失感」

「せめてもの救いは、大好きな遺跡発掘現場で亡くなったことかな」と浪江町小野田の陶(すえ)絹子さん(65歳)は、夫の俊明さんが倒れた

当時、二本松市のトロミ遺跡でかぶっていた麦わら帽子を大事に保管している。帽子の側面には国指定伝統的工芸品「大堀相馬焼」の「走り駒」が大きく描かれている。大陶（だいとう）窯四代目の俊明さんが、油性ペンを走らせた。窯を奪われた避難先でも窯元としての誇りを持ち続けた。

発掘作業には2013年5月末から携わった。「体を使って、筋肉を付けて、好きな仕事をさせてもらうなんてありがたい」と喜んでた。夕方、大玉村の借り上げ住宅に戻ると、玄関先の椅子に腰掛けて缶ビールを1本だけ飲むのが日課だった。遺跡で古墳時代に使用された土師（はじ）器が見つかったことなど一日の出来事をうれしそうに話してくれた。

寝ても覚めても焼き物だった。土師器の発掘現場で最期を迎えたのは陶芸家として本望だったかもしれない。「でも、そもそも避難しなければ古里の外で死ぬことはなかった」と絹子さんは割り切れない。

俊明さんは大堀相馬焼の生産休止で生きがいを失っていた。東京電力福島第一原発事故前から務めていた浪江町の小野田区長としての責任も負っていた。「子どもが生き生きと、年寄りが悠々と暮らせる世の中がいい」と口癖のように繰り返していたが、全町避難を強いられた行政と住民のパイプ役は気苦労が多かった。

俊明さんは「ドーン」という爆発音を聞き、原発から煙が上がったのを見たが行政区内にとどまった。逃げ遅れた人がいないか一軒一軒見て回っていた。消防団の警戒活動に出ていた長男俊弘さん（41歳）と一緒に同町津島中に避難したときには夜が更けていた。

原発事故で小野田区の約70世帯は県内外にばらばらになった。行政区のつながりを維持したいと避難で転々とする中も名簿を作り、時間を見つけては安否を確認した。浜通り育ちの俊明さんにとって、会津地方などの雪国で避難先を回るのは楽ではなかった。沖縄に避難した仲間には「こっちは寒くなったけど、そっちはどうだ」と電話を入れて励まし合った。だが、避難生活は長期化の一途をたどった。警戒区域にある古里は遅々とし

て除染が進まず、自宅に戻れる日がいつになるのか分からない。心身ともに疲弊した住民から仮設住宅の不満、除染方法や仮置き場の設置場所などをめぐるさまざまな苦情が数多く寄せられるようになった。「避難先の区長は大変だ」「同じ被災者だから気持ちは分かる」と住民の声に対し親身に耳を傾けた。「この車があれば冬でもみんなの所を回れるぞ」と俊明さんは雪道や悪路でも走りやすい小型のスポーツタイプ多目的車を注文していた。

納車予定日は7月14日。亡くなった2日後だった。楽しみにしていた車に乗ることも、小野田区の住民を訪ねることもできなくなった。絹子さんはその無念を思い、俊明さんの運転免許証を車のダッシュボードに入れている。「運転していても、ふとした瞬間に夫の言葉や笑顔が浮かんでくる」。

俊明さんは、60年間一緒に暮らしてきた育ての親、大場有作さん(95歳)と行動を共にしていた。幼くして両親を亡くした俊明さん。大場さんは実の父と変わらぬ存在だった。福島市の避難所にいたころ、大場さんは避難所を転々とし歩けなくなった。避難後、2週間余りが過ぎた2011年3月27日夕だった。大場さんが急に熱を出した。救急車で福島市内の病院に搬送され、そのまま入院した。思い返せば、3月12日朝に避難を始めてから食べ物や飲み水は十分でなかった。小雪が降る中、底冷えする避難所を転々としてきた。老体は悲鳴を上げていたに違いなかった。3月12日朝、福島第一原発から10キロ圏内に避難指示が出された。浪江町は北西の津島地区を目指し町民避難を開始した。

絹子さんは、大場さんと長男俊弘さん(41歳)の嫁千友紀さん(41歳)を軽乗用車に乗せて114号国道を西に向かった。避難先となった津島中の校庭は雪でぬかるみ、大場さんを避難所の体育館まで連れて行くことができなかった。近くの診療所に車椅子を借りに行くと、高齢の大場さんを見た看護師が、厚意で津島地区の自宅に泊めてくれることになった。

津島地区の114号国道は避難者の車が数珠つなぎになり、絹子さんは大

場さんを預けた看護師宅と津島中を歩いて行き来していた。自衛隊員が緑色の車両で通り掛かり、国道付近にあふれた住民に「車の中に入りなさい」とだけ繰り返して福島市方面に走り去った。小野田区長だった俊明さんは区民の安否を確認するため近くの避難所を回っていた。

翌13日、看護師宅には30人近くが身を寄せていた。原発で働いていた男性が「津島にはダメだ」と言い出した。俊明さんと絹子さんは大場さんを連れて、さらに西に逃げることにした。午後9時すぎ、川俣町の川俣小に着いたが、既に満員だった。俊明さんは「おじいさんがいる。何とか置いてくれ」と頼み込んだ。大場さんは暖房のある教室で一夜を明かしたが、衰弱は隠せなかった。14日、福島市の病院で診察を受けた。浪江の自宅で自立した生活を送っていた大場さんは、歩行が困難になっていた。福島市の病院に入院してから大場さんは「困ったことになったもんだ」と繰り返した。俊明さんは窯から離れ元気をなくしていった。「夫の姿を見るのはつらかったはず」と絹子さんは振り返る。大場さんは、息子同然の俊明さんが情熱を注ぎ込んだ器を眺めるのを生きがいとしていた。荷造りなど可能な範囲で俊明さんを手伝っていた。原発事故という未曾有の災害が、大場さんから平穏な生活と大好きな大堀相馬焼を奪った。約1カ月半後の5月19日、大場さんは息を引き取った。肺炎と老衰が死因とされた。2013年6月、二本松市にある浪江町役場の二本松事務所に俊明さんの姿があった。原発事故による避難がなければ大場さんを失わなかった。災害弔慰金を申請するためだった。「大場さんと俊明さんは養子縁組していない」。担当者は弔慰金の申請を受け付けることができない理由を説明した。「お金が欲しいわけじゃない。原発事故による避難で命を落としたことを認めてほしいだけなのに...」。その思いは法制度の壁に突き返された。しゃくし定規な対応はわだかまりとなった。

長期化する避難生活で心身ともに疲弊していても、互いを尊重し、少しでも明るく暮らそうと考えていたに違いなかった。「そういう気遣いをする人だった」。夫の言葉や生き方を思い出し、ほれ直した。俊明さんが急

逝する1週間前の7月5日の日誌には、こう記されていた。《俊太郎が食べ物を俊弘、小生に分けてくれる動作をした。感動。》愛知県に避難した長男俊弘さんの元を訪れた。1歳の誕生日を迎えた孫の俊太郎ちゃんに一升餅を背負わせ、健やかな成長を願った。俊明さんは録画した画像を見返しては目尻を下げていたという。

俊明さんが記していた日誌。残りのページは絹子さんが引き継いだ。その日の出来事を書いている。俊明さんの文字を見ると、楽しかった思い出ばかりがよみがえる。俊明さんが使っていた携帯電話の電源は入れたままにしている。時折、知人や得意先から電話がかかってくる。励ましの言葉をもらうこともある。

日誌を見ても、電話に出ても、俊明さんはもういないんだという結論に行き付き、泣きたくもなる。そんなときは決まって俊明さんが残した言葉を思い出すようにしている。

「笑顔でいるのが一番」。絹子さんは近く、原発事故関連死と認定されるよう浪江町役場に災害弔慰金の申請をするつもりだ。

二本松市の遺跡発掘現場で倒れた俊明さんに「惨めな思いをさせたくない」と司法解剖を断ったため、死亡診断書の死因の欄は「不明」。状態から判断すれば急性心臓停止と医師から告げられた。「避難による心労がなかったとは言えなくもない」というような所見も書き添えられていた。

菩提（ぼだい）寺は年間積算線量50ミリシーベルトを超える帰還困難区域にあり、納骨できないでいる。申し訳ない気持ちもあるが、時折、遺骨を見詰めている自分に気付く。「1年ぐらいは一緒にいようかな」。笑顔で強がってみても、頬を伝う涙を止めることはできなかった。

NO.5 遠藤キヨエ（93歳）老衰死：「避難という移動による弱体化」

南相馬市小高区の農業遠藤充人（みつひと）さん（75歳）は、北部の鹿島区にある西町公園仮設住宅に移り住んで2年が過ぎた。自宅は東日本大震災の津波で被災し、原発事故によって避難指示解除準備区域になっ

た。「戻るつもりはない」。

母のキヨエさんは震災当時、同市小高区の特別養護老人ホームに入所していた。施設は自宅から車で5分もかからない場所にあり、頻繁に様子を見に行くことができた。認知症はあったものの、健康だった。入所者は震災当日、近くの多目的集会所に避難した。翌日に同市鹿島区の特別養護老人ホームに移った。全員分のベッドを置く場所がなく、冷たいコンクリートの通路に毛布を敷いて体を休める日が1週間ほど続いた。その後、入所者はマイクロバスで約10時間ほどかけて横浜市の介護施設に避難した。さらに、事故から13日後の3月24日には、再び十数時間かけ山形市の託老所に移動した。キヨエさんは到着する直前に肺炎を患い、山形市内の病院に入院した。病床の母を見舞った遠藤さんに医師は告げた。「治る見込みがない。死をただ待つしかない」。診断書には「原発事故に伴い、長距離の避難を強いられたため身体に大きな負担がかかり、肺炎を発症した」とあった。入院できる期間が限られているため、キヨエさんは5月下旬に入院先を山形県西川町の病院に変えた。その後も病状は改善せず、自宅から約110キロ離れた見知らぬ地で息を引き取った。

遠藤さんは母の死後間もなく南相馬市へ災害弔慰金を申請した。約1週間後に市の窓口で手渡された茶封筒には、250万円が入っていた。キヨエさんの葬儀に220万円が必要だった。「葬式費用として弔慰金は支給されるんだ」。漠然と考えていた。

キヨエさんの死亡診断書には「老衰」と死因が記入された。遠藤さんは当時、異を唱えなかった。慰謝料はいずれ支払われると思いついでいた。だが、ADRの申立人となった今、死因が老衰である限り、東電が原発事故との因果関係を否定する可能性もあると感じている。それでも担当弁護士は、キヨエさんの死が人災とされる事故に起因しているとし、東電の責任を問えると助言してくれた。「なぜ老衰の診断書に納得してしまったのか...」。因果関係の立証という壁を前に、遠藤さんは切ない思いでADRの行方を見守る。度重なる長距離避難で体調を悪化させた母の死に対し支

払われた東電からの賠償はいまだにない。「避難が死期を早めたのは明らか。母の無念を晴らすためにも原発事故が原因だと認めてほしい」

今年2月、遠藤さんは政府の原子力損害賠償紛争解決センターに裁判外紛争解決手続き（ADR）を申し立てた。東電に対し死亡慰謝料など計約3,300万円の損害賠償を支払うよう求めた。死因と原発事故との因果関係について、立証できるかが賠償の成否を左右する。

「裁判外紛争解決手続き（ADR）で母の死と原発事故の因果関係をはっきりさせたい」。申し立て前、キヨエさんの死亡と原発事故を関係付ける証拠を整理した。キヨエさんが入院した時の診断書は「原発事故に伴う避難で肺炎を発症」と記載されている。しかし、2011年9月に亡くなった際、山形県西川町の病院の医師が書いた死亡診断書の死因の欄には、「老衰」とだけ記入してあった。南相馬市から震災関連死の認定を受け、弔慰金は受け取っているが、死亡慰謝料を東電に認めさせることができるかどうかは別問題だ。遠藤さんは「死亡診断書を盾に因果関係を否定されたら．．．」と不安をのぞかせる。

遠藤さんにとって死亡慰謝料を受け取るのは当然だが、それ以上にキヨエさんの死と原発事故が明確に関係していることを東電に認めさせたい一心で申し立てた。一方で、まとまったお金が欲しいのも正直な思いだ。「母は家族の絆を誰よりも大切にする人だった」。原発事故前、遠藤さんは同市小高区の自宅で三世代同居だった。にぎやかで、笑い声が絶えなかった。自宅近くの特別養護老人ホームに入所していたキヨエさんも遠藤さんら家族の訪問を何より喜んだ。しかし、原発事故で家族は散り散りになった。同居していた長男は相馬市に避難し、借り上げ住宅に妻と子ども2人と共に住んでいる。同じく家で暮らしていた三男は子ども1人と共に東京都に避難中だ。

絆を保とうと、相馬市の長男の家族に会いに行くにも、往復のガソリン代が家計を圧迫する。都内に避難した孫に会うため定期的の上京しているが、新幹線代を考えると足が重くなる。生活再建がままならないまま、判

決まで相当の時間を費やす民事訴訟を起こすのは避けざるを得なかった。一方でADRは比較的、早く結論が出るとされる。仲介の結果に納得できない場合は、民事訴訟できることも知った。

NO.6 渡辺義亥（よしい）（87歳）、マチ（84歳）死亡：「死を早めた災害は自然災害なのであろうか」

福島市郊外の7階建てマンション。借り上げ住宅として川俣町山木屋の無職渡辺彦巳（ひこみ）さん（60歳）一家が引越してから2年が経つ。東京電力福島第一原発事故により古里は計画的避難区域に設定された。2011年3月、一時的に避難した。拒む両親をなだめた。父親は避難先で病を発症する。約半月後に自宅に戻り、4月4日、急性心筋梗塞で亡くなった。母親も避難生活になじめない中、間質性肺炎により命を落とした。

町はようやく4月中旬に災害弔慰金の受け付けを始めた。5月上旬、1通の書類に目を落とす渡辺さんの姿があった。視線の先には災害弔慰金の申し出書。父親の死後、一度は町に相談したが、東日本大震災の直後に混乱を極めた町では、原発事故関連死を弔慰金の対象に含めるとした国の見解が職員に周知できておらず、避難中の死は対象とされなかった。申し出書には避難状況を詳細に記す欄があった。事故後に体調を崩した両親の姿が浮かんだ。「避難が死期を早めた. . .」。父親の死から2年の時が過ぎていた。

「俺はここで死ぬから、構わねえでくれ」。父の義亥（よしい）さんと母のマチさんは避難を嫌がった。説得しながら、埼玉県草加市に住む彦巳さんの妹の家に送り届けた。自らは妻せつ子さん（51歳）と長男、次女の4人で水戸市の長女のアパートに身を寄せた。

当時、彦巳さんは川俣町内の事業所に勤務していた。仕事に復帰しなければならぬため、21日に自宅に帰った。原発は依然として予断を許さない状況だった。両親には原発事故の状況が落ち着くまで、妹の家で過ごしてもらおうと考えていた。

山木屋の自宅に戻った翌日、彦巳さんの携帯電話が鳴った。妹は義亥さんが草加市の病院に入院した、と告げた。原発事故の直前から顔がむくむ症状が出ていた。病院で診てもらおうと、うっ血性心不全の疑いがあった。入院から5日後、義亥さんを見舞った。草加市中心部にある民間病院。窓際のベッドで眠る義亥さんは顔のむくみが取れ、表情はすっきりとしていた。ひとまず安心し、避難生活に疲れが見え始めたマチさんを連れて山木屋に帰った。「親父も治ったら連れて帰ろう。古里が一番だ」

しかし、義亥さんの容態はその後、激変した。食事を取ることができず、衰弱して間質性肺炎を引き起こした。4月2日、彦巳さんが病院を訪れると、義亥さんは以前とは比べようがないほど、痩せ細っていた。病院スタッフから告げられた。「連れて帰るなら、今しかないよ」と言われた。

翌日、義亥さんの容態が悪化する。彦巳さんは、町内の内科医に電話をかけた。「親父の具合が悪いんだ。診てもらえないか」。田畑に囲まれた築30年の1軒屋。黄色味がかかった蛍光灯の下で、寝たきりの義亥さんが苦しそうに息をしていた。翌朝の受診を約束し、受話器を置いた。「明日、先生に診てもらえるからな。少しの辛抱だよ」。しかし、4日朝、義亥さんは布団に横たわったまま、動かなかった。手を差し伸べると、体はすでに冷たい。脈はなかった。義亥さんは山木屋でタバコや水稻、野菜を栽培する農家だった。体は人一倍丈夫で大病を患ったことはなかった。しかし、原発事故後に避難した草加市の娘の家で体調を崩し、入院し、そのまま自宅へは戻ることはできなかった。

原発事故への恐怖、慣れない長距離の移動、入院によるストレスと疲労が、心身をむしばんだ。当時、山木屋には避難区域が設定されていなかった。彦巳さんの心の奥で複雑な思いが交じり合う。「避難は間違っていたのか。親父の死期を早めてしまったのではないか」。

義亥さんの死からわずか18日後の4月22日、山木屋は放射線量が比較的高いため計画的避難区域となり、程なく誰一人いなくなった。彦巳さんも慌ただしく避難先を決め、5月28日、福島市に移り住んだ。母のマチ

さんを町内の介護施設に預けた。施設には山木屋のお年寄りも多く、夫を失った悲しみが少しは癒えると考えた。

借り上げ住宅として入居した福島市のマンション。遺影に手を合わせ、こうつぶやいた。「やっぱり山木屋は避難区域になったよ。あの時、逃げたのは仕方なかったんだ」

7月中旬、川俣町役場に彦巳さんの姿があった。原発周辺の町村を中心に、避難中の死を震災関連死に認定し、弔慰金の申し出を受け付ける動きが始まっていた。町の担当職員から思わぬ答えが返ってきた。「死亡診断書に『地震で家が崩れて圧死した』とでも書かれていなければ、だめですね」。死体検案書には地震に関連する記述はなかった。持ち込んだ書類を見せながら、原発事故による避難が父親の死期を早めたと説明したが、認めてもらえなかった。

東日本大震災による津波や建物崩壊などによって命を落とした「直接死」以外は対象外だという。一方で、原発事故による警戒区域が設定された双葉郡の町村などでは、避難中の死亡が災害関連死に認定されると聞いていた。「同じ避難区域の住民なのに差が出るのはおかしい。制度をきちんと確認していないんじゃないか」。門前払いの扱いに納得いかない思いが募ったが、引き下がるしかなかった。

災害関連死の申し出がはねつけられたことに釈然としないまま1年が経過した。

福島市に避難する際、川俣町内の介護施設に母マチさんを入所させていた。マチさんは短期リハビリテーションを利用していた。施設での生活が始まって1年余りたった2012年7月上旬、退去してほしい、と求められた。マチさんは福島市の高齢者向けマンションに移り住んだ。病院が運営し、管理人も常駐しているため安心できるとの理由からだ。しかし、入居直後から様子が変わった。介護施設に居た時は同じ古里の山木屋のお年寄りがいたため、会話を楽しんだり、一緒に食事をしたりしていた。自分の部屋に閉じこもりがちになる。「家に帰りたい。山木屋の墓に俺を埋めて

けろ. . .」。幾度となくせがまれた。

年末から食事をあまり取らなくなった。体力が低下し、福島市内の病院に入院した。入院から16日後、マチさんは息を引き取った。間質性肺炎。86歳だった。

町保健センターに入ると近づいてきた町の担当職員が突然、書類を手渡した。「2年前、弔慰金の相談に来たよね。これを出してください」

東京電力福島第一原発事故に伴う災害弔慰金の申し出書。表紙にはそう記されていた。

2011年4月、父義亥（よしい）さんは避難先の埼玉県草加市で体調を崩し、連れ帰った自宅で息を引き取った。死体検案書の死因の欄は「急性心筋梗塞」と書かれた。原発事故で避難したことが要因と考え、同年7月に町に災害関連死の認定の相談に行った。だが、地震や津波などによる直接死以外は対象にならないと言われた。

災害関連死について県は同年5月12日付で原発事故に伴う避難に起因するケースも含めるよう市町村に通知していた。通知文書が職員間で周知されず、適切な対応を取れなかったという。当時の町職員の対応がよみがえった。

「門前払い」から2年。申し出書を手にする町職員から不手際に対する謝罪の言葉はない。「避難を強いられた住民の立場に立っているとは思えない」。町の対応に不信感を募らせた。災害弔慰金の申し出書には死に至るまでの経緯や症状を詳しく書き込む必要があった。両親を失った悲しみの経過を再び、たどらなければならなかった。「原発事故のせいだって、必ず、必ず認めてもらうから」と気持ちの整理をつけ、1日ばかりで義亥さんとマチさんの申し出書を書き上げた。「原発事故による避難で、両親が無念の死を遂げたと町に認めてほしい」。町に申し出書を提出した。受け取った職員は「分かりました」とだけ言った。災害弔慰金の受け付けを2年過ぎて始めたことも、どんな手続きで審査されるかも、説明は一切なかった。

NO.7 渡辺はま子さん（57歳）自殺：「生活環境の変化への戸惑いと孤立感 VS 固体側の脆弱性」

2月26日、福島地裁。川俣町山木屋の渡辺はまさんが原発事故後に自殺したことに、東京電力の責任があるかを争う訴訟の第3回口頭弁論が行われた。「個体側の脆弱（ぜいじゃく）性も影響していると考えられるから、考慮した上で相当因果関係の有無を判断すべき」。請求棄却を求める東電側の代理人は、はまさんの内面の弱さが自殺につながった可能性を指摘した。「東電は妻の死に責任を感じていないのか。事故がなければ妻は死ななかった」。はまさんが2011年7月1日に焼身自殺して約1年8カ月。

「普通の状況ではねえ」。幹夫さんは妻と長男、次男に避難を訴えた。15日朝、自宅の農機具に残っていたガソリンをかき集めて出発した。行くあてが見つからず、日が暮れた。福島市のスーパー駐車場に車を止め、一夜を明かした。「早く落ち着き先を見つけねえと」。ガソリン不足で暖房をかけられない車内で、はまさんの声は不安と寒さで震えていた。16日には磐梯町の体育館に身を寄せたが、5日後、山木屋の自宅に戻った。近所の住民が自宅に戻りつつあると聞いたからだ。はまさんは自宅に帰り安心した様子を見せたが、つかの間だった。川俣町のうち放射線量の高い山木屋は計画的避難区域に指定され、住民約1,250人の避難が決まった。

再避難先の福島市小倉寺のアパートには、6月12日に引っ越すことになった。長男と次男は二本松市など勤務先近くに移り、家族は離れ離れになった。

「おめえら大丈夫か」。はまさんは息子たちに洗濯物の畳み方やご飯の炊き方を教えた。避難生活への自身の不安をこらえ、息子2人の生活を案じていた。「寝て、朝起きて目が覚めない方が楽だ」。はまさんは長男にそんな言葉を漏らしていた。心の闇はこのころから深まっていった。初めてのアパート暮らしだった。「話し声がでかい」。はまさんは何度も夫の幹夫さんに注意した。八部屋あった山木屋の自宅と比べるとアパートは

狭く、隣人に気を使わなければならなかった。

夫婦で勤務していた山木屋のニワトリ飼育農場は計画的避難のため、2011年6月17日に閉鎖することが決まった。2000年に新築した自宅のローンはまだ残っていた。

「仕事がなくなった。借金をどう返せばいいんだ」。はま子さんの心には将来への不安が重くのしかかっていた。職を失い、はま子さんはアパートに閉じこもるようになった。幹夫さんが外出に誘っても断り、居間で力なく横たわっていた。

「周りから見られる。田舎者で服装がおかしいからだ」。買い物に出ると他人の目を気にして、何も買えずに帰宅してしまった。食欲はうせ、見るからにやつれていた。

6月26日から3日間、幹夫さんは親類や知人の葬儀が続き、帰宅は連日夜になった。

3日目の夜。幹夫さんが戻ると妻の目は赤く、泣き腫らしたようだった。「どうして早く帰らなかった。山木屋に戻りてえ」。はま子さんはせきを切ったように泣きだした。

気晴らしが必要だった。計画的避難区域の山木屋では宿泊は認められていないが、2人は6月30日、山木屋の自宅に1泊することにした。

自宅への途中、はま子さんに服をプレゼントしようと川俣町内の衣料品店に寄った。「何でも買っていいよ」。随分と迷った末に、はま子さんが選んだ6着のワンピースは、全部同じ服の色違いだった。

「明日もずっと残る。あんた1人で帰ったら」。はま子さんは、幹夫さんに言い放った。「ばか言ってんでねえ」。楽しいはずだった帰宅の夜が口論になってしまった。

食事を終えて床に就くと、はま子さんは横で泣きじゃくり、幹夫さんの手をつかんで放さなかった。夜が明け7月1日午前5時ごろ、自宅の敷地内にあった焼却場で火柱が上がった。庭で草刈りしていた幹夫さんは、妻が何か燃やしているのだと思った。

まさか、焼身自殺とは想像しなかった。遺書はなかった。

幹夫さんは妻の死を受け入れることができず、しばらくは何も考えられなかった。7月3日には川俣町の葬祭場で葬儀を営み、はま子さんが帰りがっていた自宅から出棺したことが、せめてもの供養だった。「自殺するほど追い詰められていたのか、...」。幹夫さんは妻が抱えていた苦悩の深さを理解できなかった自分を悔やんだ。

福島市小倉寺に借りたアパートに戻る気持ちにはなれなかった。

8月中旬ごろ、仮設住宅に東京電力から賠償請求についての書類が届いた。賠償請求の対象に、はま子さんの名前はなかった。死んだ者への責任は取らない。東京電力からそんな言葉をたたき付けられたようで、無性に怒りが込み上げた。

9月上旬、川俣町中央公民館で賠償書類の記入方法の説明会が開かれ、幹夫さんは東電の担当者に妻にも賠償するよう詰め寄った。「自分では対応できません。持ち帰ります」。担当者は答えたが、その後、東電から連絡はなかった。

「はま子は原発事故で精神的な病気になって自殺したんだよ」

渡辺幹夫さんは東京電力福島第一原発の事故によって、川俣町山木屋の自宅から福島市小倉寺に避難してからの妻はま子さんの衰退ぶりを思い起こし、そう確信している。

原発事故から自殺するまでの約3カ月半、はま子さんは明らかに事故以前のはま子さんではなかった。医療機関の診察は受けなかったが、身近で接していた幹夫さんには分かった。はま子さんは元来、社交的な性格で、近所の人たちを冗談で笑わせるのが山木屋での自然な姿だった。避難後、はま子さんからは笑顔が消え、体重が減った。買い物に行くと、食材や衣服を要領よく選べないことがあった。慣れない避難先では周囲の目を過剰に気にするようになった。普通の状態では考えられない行動や症状が次々と出ていた。

「はま子さんの変化を見れば、原発事故と自殺には因果関係がある」

相談を受けたいわき市の広田次男弁護士は、東電の責任を追及すると決めた。

広田弁護士は2012年4月、はま子さんの自殺の原因は原発事故にあるとして、計約6,000万円の損害賠償の支払いを東電に申し入れ、東電との交渉を目指した。

翌月、東電側の弁護士から回答があった。はま子さんが自殺した経緯や当時の健康状態についての詳細な資料を提出しなければ、対応しないという趣旨だった。

東電の意に沿う資料を作成するには、相当な時間や人員が必要だった。「提訴するしかない」。広田弁護士の方針を聞いた幹夫さんも同意した。交渉に応じようとしないう東電に強い怒りを感じた。

はま子さんとの結婚生活は38年間だった。幼なじみの2人は同じ保育所に通い、約60年にわたり身近で暮らしてきた。生まれ育った山木屋で、穏やかな老後を過ごすつもりだったが、原発事故で台無しにされた。揚げ句の果てには家族との幸せな暮らしは、妻の自殺という最悪の結果によって奪われた。

耐え難い思いは膨れ上がり、東電への憤りは日増しに強まった。

提訴には長男と次男も賛成してくれた。「はま子の死の償いをさせよう」。幹夫さんは遺影に誓った。幹夫さんは妻が避難中に衰弱していった様子をできる限り思い出し、克明に書面に記した。はま子さんの苦悩が身に染みて、苦しかった。

「東電に命の尊さ、重さを理解させなければ」という思いはさらに強くなった。しかし思わぬ周囲の反応が家族を揺るがした。「裁判をやらなければよかった」。提訴する準備を進めていたころ、長男が打ち明けた。職場の同僚から「母の死をいいことに、金取りにかかっている」とやゆされた。次男も職場で同じような非難を浴びていた。初めて聞く、息子たちの悩みだった。「逃げたら駄目だ。立ち向かわないと」。2人を納得させたが、長男はしばらくして退職してしまった。

「裁判を続ければ、家族がさらに傷つくのでは」。幹夫さんが悩んでいたころ、避難中に自殺した浪江町の男性の遺族が東電を訴える話を聞いた。

はま子さんと同じようなケースだった。「一体、何人が俺らと同じようなつらさを我慢しているのか」。引いてはならないと自分に言い聞かせた。妻の自殺から約10カ月後の昨年5月18日、幹夫さんは約9,000万円の損害賠償を東京電力に求める訴訟を福島地裁に起こした。避難中の自殺の責任を東京電力に問う訴訟は初めてのケースだった。

口頭弁論はこれまで3回開かれたが、東京電力は具体的な主張を展開せず、裁判はあまり進んでいない。家族の代理人を務める広田次男弁護士は「東電は争う点や認める点を早期に明らかにすべきだ。訴訟が長引き、遺族の救済が遅れてしまう」と東京電力の姿勢を非難する。幹夫さんは今月9日、山木屋の自宅に一時帰宅し、はま子さんの遺影に訴訟の経過を報告した。「裁判しないと救済されないなんておかしいよな。何年かけても頑張るからな」

NO.8 藤田守（65歳）、藤田ノリ（90歳）病死：「相次ぐ肉親の死をどう受け止めればよいのか」

東日本大震災から2日後の3月13日、津波が目前まで迫った南相馬市鹿島区南屋形の自宅で、藤田八重子さん（58歳）は自家発電でようやくついたテレビに見入っていた。ニュースの映像は双葉町の双葉高グラウンドで自衛隊によって救出される人々を映していた。

その中に、入所していた同町の高齢者施設「せんだん」で体調を崩し、双葉厚生病院に入院していた義母藤田ノリさんに似た顔があった。毛布で顔の下半分が覆われていたが、目や額の辺りは確かにノリさんのように見えた。「ああ、どうしてあんなところに」「入院患者はもっと手厚く運ばれるはず。…」 手の届かない場所にいる母に似た人たちの群れに胸が締め付けられる思いだった。

震災当日、八重子さんの長女菅野美幸さん（40歳）と夫靖一さん（44歳）は、南相馬市鹿島区の自宅から双葉町に向けて車を走らせていた。厚生病院に入院しているノリさんと、当時双葉高1年だった長女が心配だった。普段なら6号国道で40分ほどだが、地震と津波で寸断された国道は通れず山沿いを3時間かけて迂回（うかい）した。高台の双葉中に避難していた長女は携帯電話が通じ、合流できた。だが、厚生病院まではがれきや倒壊した家屋などが道をふさぎ、引き返さざるを得なかった。

そして原発が続けざまに水素爆発した。八重子さんと夫の守さんらが避難したのは16日だった。みぞれ降る南相馬市を後にして山形市に向かった。避難所のスポーツセンターのフロアに最初、人影はまばらだったが、翌朝には避難者であふれた。

その日、守さんの携帯電話に長男昌弘さん（35歳）から連絡があった。昌弘さんも「テレビでノリさんが自衛隊に運ばれていくのを見た」と話した。「あのお年寄りはやっぱり母だったんだ」。居ても立ってもいられなくなった八重子さんは東京都で医療関係の仕事をしていた親族に連絡し、インターネットでノリさんの所在を捜してもらった。2、3日後、ノリさんは白河市の白河厚生総合病院にいると分かった。八重子さんと守さんは、山形市で車のガソリンを満タンにして白河市へ向かった。病院に、ノリさんはいた。思いの外元気そうだった。病室の入り口の札には「3月15日入院」とあった。入院から1週間ほどたっていた。看護師からはノリさんが自衛隊に連れられてきたとだけ説明を受けた。病院も誰に連絡していいか分からなかった。行方が分からないノリさんのことを誰よりも心配していたのは母親思いの長男の守さんだった。病院でノリさんの元気そうな顔を見て、ようやく一安心して家族と共に南相馬市の自宅に戻った。経営する建設会社のことも心配だった。翌月の15日、守さんは近所の同じ檀家（だんか）の家を訪ね、その後、同市原町区の取引先の会社に向かった。しばらくして、会社の駐車場の車内でぐったりしているのが見つかり、原町区の病院に運ばれた。連絡を受けた八重子さんは糖尿病の守さんが低血

糖になって運ばれたと思った。病院に到着すると、取引先の会社の関係者や先に着いた家族が下を向いて待っていた。「社長、ダメだって」、今朝、一緒に朝食を取り、猫の背をなでていた夫に何の予兆もなかった。死因は心筋梗塞。65歳だった。

家では無口だったが、外では明るく世話好きで、地域の人に広く愛された。地元の祭りの相馬野馬追に殊のほか思い入れが強く、息子と孫を出場させるため、馬を2頭飼っていた。仲間と野馬追の話をしながら酒を酌み交わすのが何よりの楽しみだった。

「母親はどこだ。会社はどうなる。従業員は大丈夫か。放射能は－。心配がいっぱい重なった」。八重子さんは振り返る。葬儀も慌ただしい中だった。

後日、守さんは南相馬市から震災関連死の認定を受けた。

守さんの妻八重子さんは、ノリさんに守さんの死をなかなか告げられずにいた。しかし6月、ありのままを話した。ベッドのノリさんは八重子さんに背を向け、静かに涙を流していた。肺炎から持ち直しても、ノリさんはベッドを離れることができなかった。「おばあさん、どうしたの。何が言いたい」。口からは言葉にならない声。ベッドの母は嫁の手を両手で握って離さなかった。最後の面会から2日後の2011年12月6日、ノリさんは自宅から約120キロ離れた土地で息を引き取った。91歳の誕生日の2日前だった。

ノリさんは双葉町から震災関連死の認定を受けた。八重子さんは夫と義母の2人を原発事故の避難で失った。「ノリさんの避難経路を教えてくださいと双葉町に言われた。町が調べて家族に教えるのが筋ではないか」。八重子さんの疑念は消えない。

NO.9 小黒益子（84歳）病死：「避難所の過酷さによる衰弱死を家族はどううけとめればよいのか」

薄い毛布1枚にくるまった過酷な移動、避難所の寒さ、不十分な食事と

水. . . 。衰弱の末、益子さんが市内の病院で息を引き取ったのは避難から14日目の25日だった。

併設のグループホームなどを含め「せんだん」の利用者88人の避難は5つのグループに分かれた。その4割を超す36人が1年半の間に亡くなった。福島高に着いた小黑さんらのグループは36人のうち22人が死亡している。

双葉町に住んでいた益子さんの長女岩本和子さん（62歳）は当時、「寝たきりの人もいる。老人ホームは避難しないはず」と思っていた。和子さんの自宅から「せんだん」までは歩いて5分。迎えに行くこともできたが、一緒に避難するより「せんだん」で生活する方が母は安全だと考えた。しかし、国や町の判断は避難だった。

和子さん自身は震災当日、津波の危険を避けて町内の高齢者施設「ヘルステアーふたば」に避難。翌12日には原発事故のため川俣町に移動し、13日には和子さんの長女池田美智子さん（39歳）の夫の実家がある栃木県那須塩原市に向かった。

益子さんが福島市の福島高体育館にいると知ったのは13日だった。和子さんは自分がある那須塩原市内の老人福祉施設に呼びたいと思った。しかし衰弱と機能低下が進み、搬送のリスクが高いため断念せざるを得なかった。

19日に「せんだん」の職員として益子さんと一緒にいた美智子さんから電話がかかってきた。電話口に出た母に「かずこ」と呼ばれた。認知症でうまく言葉が出なくなっていた母親がやっと絞り出した一言だった。22日深夜には病状悪化で入院の知らせが届いた。夫の清孝さん（65歳）の車に飛び乗り、地震の爪痕が残る東北自動車道をひたすら北上した。夜明け前に着いた益子さんの入院先は、病室に入りきれないベッドが廊下に並び、まるで野戦病院のようだった。廊下のベッドで見つけた母は目をギョロッと見開いて、手を握っても、声を掛けても反応はなかった。なんとか早く弔ってあげたかった。葬儀社からは「無料の震災枠があるが、いっば

いで1週間かかる」と言われた。「なんとかならないんですか」。担当者に掛け合うと、二本松市なら一般の枠で火葬できると分かった。25日の通夜は僧侶が間に合わず、代わりに親族がお経を唱えた。26日、二本松市で火葬した。

益子さんが亡くなってから7カ月後、和子さんは郡山市であらためて告別式を行った。祭壇にはコチョウランなど益子さんが好きだった花を飾った。「みとることができなかつた。見殺しにしたって思いが強くて...」。自責の念ゆえの最後の親孝行だった。

益子さんは浪江町の自宅の畑で野菜を育てながら、昼間はパートに出掛け、働き者と評判だった。趣味は歌や踊り。特に二葉百合子の「岸壁の母」がお気に入りだった。

70代で帯状疱疹（ほうしん）を2度患い、長期入院後、認知症と診断された。2006年1月に夫が入院したため間もなく自身も双葉町の老人ホーム「せんだん」に入所することになった。入所後も誕生日には必ず家族が益子さんを囲んでお祝いをした。震災1カ月前の誕生日も和子さん家族が駆け付け、長寿を願った。「母方は長寿家系。原発事故がなければ、あと7、8年は生きられたはず」と和子さんは惜しむ。

和子さん自身、避難生活の疲れなどから2012年5月、くも膜下出血で倒れた。医者からは「生死は五分五分。生きられたとしても後遺症がある可能性が五分五分」と告げられたが、幸い退院でき、後遺症もほとんど残らなかった。「母が（私の）身を守ってくれたのかな」と思っている。和子さんは現在も那須塩原市で避難生活を送る。益子さんの遺影の脇には、いつもきれいな花がある。「（原発の）安全神話を信じ切っていた。無知だったことが悔しい。もうこんな苦しみを味わう人間を出してはいけない」

NO.10 山本ハツミ（102歳）老衰：「終の棲家の喪失による死」

病室の母は、体にたくさんの管を付けられ力なく呼吸するばかりだった。心肺停止で埼玉県行田市の総合病院に救急搬送されたと聞いて駆け付

けた時、既に意識はなかった。

「これでお別れになるのかな。双葉に帰れなくてごめんね」。東京都練馬区の篠美恵子さん（65歳）は、母・山本ハツミさんの手をそっと握った。翌日の2011年11月3日。親族らが見舞った後、ハツミさんは静かに息を引き取った。急性循環不全。102歳だった。「100年も双葉で暮らしてきて最期が埼玉だとは。母も悔しかったと思う」。母のそばで過ごした7カ月は、あっという間だった。

双葉町の高齢者施設「せんだん」に入所していたハツミさんが原発事故で郡山市の郡山養護学校に避難していると聞き、たまらず夫婦で3月17日夜に迎えに行った。

22日午後9時すぎだった。ハツミさんが38.8度の熱を出した。郡山から都内の自宅に連れてきて、4日目だった。夫の常雄さん（66歳）に体温計を見せた。「ちょっとまずいな。衰弱している」食事も排せつも自立し、認知症もなかった母が明らかに弱っていた。到着した救急隊員はストレッチャーを手に搬送の準備に掛かった。「郡山でスクリーニングを受けた」と説明すると、隊員は動きを止め、顔を見合わせた。

「検査結果を知る必要がある」と告げられ、施設側に確認した。「被ばくはしていない。具体的な数値は現場が混乱していて残っていない」。教えられた内容をそのまま隊員に伝えた。救急車は15分ほどで都内の総合病院の救急搬送入り口に滑り込んだ。迎えた男性医師は、上半身にプロテクターのようなものを身に着けていた。レントゲン撮影時に用いられる放射線防護用エプロンだった。救急隊が病院側に母が被ばくしている可能性を伝えたのだと思った。

「被ばくしている人は診察したくない」。医師から発せられた言葉は、診察の拒否だった。美恵子さんは事態をすぐには理解できなかった。「私にも家族がいる。被ばくしたら困る」。美恵子さんは、全身から力が抜けていくのを感じていた。スクリーニングで母の体に放射性物質は付着していなかった。なぜ信じてくれないのか、なぜ差別されなければならないの

か、母が何か悪いことでもしたのか。空白の時間の後、ようやく言葉を絞り出した。「診てもらえないなら、福島に連れて帰るしかないわね」。このままでは病院をたらい回しにされかねない。「東京に母を避難させたのに、こんなことで死なせるわけにはいかない」。

医師への失望は、強い憤りに変わっていた。衰弱していく母を見ていられなかった。

問答の末、医師は「それじゃあ」と言って、洪々診察を始めた。結果は心筋梗塞と肺炎。心臓の血管がふさがるか、細くなるかして血流量が少なくなっている可能性が高いということだった。

食事も歩行も排せつもできた母。「双葉町の老人ホームを追われ、避難先を転々とした疲労がたたったのか」。美恵子さんは天を仰いだ。同時に「何とかしてもらいたい」とずがる思いだった。だが、医師は静かに告げた。「この病院にはカテーテルの設備がない。他の病院に行ったほうが良い」

総合病院で心臓カテーテルができない？ そんなことがあるのか。他の病院に行かせるために、心筋梗塞と診断したのではないか。美恵子さんは診断そのものさえ疑うような気持ちだった。「カテーテルの治療はしなくても結構です」と転院の打診を断った。

ハツミさんの容体は回復せず、即日入院することになった。用意されたのは1日25,000円かかる個室。医師からは相部屋は満杯で個室しか空いてないと説明された。美恵子さんと夫の常雄さんは個室を承諾したが、「母は被ばくの疑いを持たれて隔離されたんだ」と思った。男性医師の言葉が頭から離れなかった。「被ばくしている人は診察したくない」。予想もしていなかった差別の言葉は脳裏にこびり付いてしまった。

「そもそも100年も双葉で暮らしてきた母が、なぜ埼玉で最期を迎えなければならなかったのか」と考えると原発事故が憎くてならない。「お金がない町だったから原発の交付金で潤ってきた。安全が前提だったが根本から崩れた。安全なんて誰が言ったのか」と憤る。ハツミさんが、せんだ

んに入所したのは大震災の5カ月前の2010年10月。それまでは双葉町石熊の自宅に1人で暮らしていた。親族との同居話は「双葉がいい」と断った。

義母の介護がある美恵子さんの代わりに、夫の常雄さんが毎月のようにハツミさんの家を訪ねた。「どこかに連れて行けと言わんばかりにリュックサックを玄関先に準備していた」と懐かしむ。榎葉町の天神岬スポーツ公園を散歩したり、浪江町の請戸港でサヨリを買ってきて庭で干物にしたり。何より、庭いじりを手伝うとハツミさんは喜んだ。

警戒区域内にあるハツミさんの家周辺の空間放射線量は今でも毎時10マイクロシーベルト前後。菩提(ぼだい)寺の墓石は倒れたままで、納骨のめどさえ立っていない。常雄さんは「お母さんは結局、生きていても双葉に帰れなかったし、死んでからも帰れない」とハツミさんの無念を代弁する。

NO.11 無職男性(49歳)孤立死：「自主避難の危うさ」

東京電力福島第一原発事故で、郡山市から東京都江東区の国家公務員宿舍「東雲(しのめ)住宅」に自主避難していた1人暮らしの無職男性が亡くなっていたことが分かった。遺体は死後約1カ月が経過していた。東京都によると、男性方の郵便受けに郵便物がたまっているのを不審に思った管理人から都に通報があった。都は県内にいる男性の両親に連絡し、両親と都職員、警察官が部屋に入ったところ、倒れている男性を発見した。男性の死因は心疾患だった。

2012年12月末現在、東雲住宅には本県から549世帯1,124人の避難者が入居している。男性は2011年11月18日から入居していた。男性は1991年4月から郡山市社会福祉事業団に勤務し、2007年11月に自己都合で退職した。事業団が運営する障害者福祉施設などで事務作業をしていたという。

本県から東雲住宅に避難している男性(60歳)は「亡くなった男性は

積極的にほかの住民と交流する人ではなく、避難住民の会合にも出てこなかった。1人で部屋にこもりがちだと周囲が動向を把握するのは難しいが、住民同士で見回りを続けるしかない」と話した。

NO.12 末永勇男（79歳）病死：「避難が招いた健康障害」

「ストレスがあったに、ちげえねえよ．．．」 浪江町加倉から二本松市の仮設住宅に避難し、2012年7月3日に亡くなった末永勇男さんの最後のころの様子を、長男の一郎さん（56歳）が振り返る。勇男さんは肺気胸のため郡山市の病院に入院していた。トイレから出て来ないのを不審に思った看護師が中に入ると、車椅子で息を引き取っていた。「トイレなんかで死なせてすまねえ」。誰にもみとられず逝った父親を思うたび、一郎さんは原発事故の理不尽さを痛感する。

若いころは炭焼きと農業、30年ほど前からは一郎さんと共に石材の採掘を始めた。大病もせず、東日本大震災の当日までシルバー人材センターの派遣で町内の工場に勤務していた。遺影の顔は引き締まり、職人のような気質を感じさせる。

震災翌日、妻定子さん（79歳）と同町赤宇木の一郎さんの家に避難し、数日後には一緒に隣の津島地区に避難した。津島には当時約8,000人が避難していた。15日にはさらに別の場所への避難を促され二本松市へ。東和支所はいっぱいで、13キロ離れた大平体育館にたどり着いた。とにかく全てが混乱していた。混乱を引きずったまま、防寒、食事、入浴、排せつなど生活の全てが制限された体育館で約1カ月過ごした。

勇男さんが体の不調を訴えたのは、4月ごろ、2次避難所の市内岳温泉のホテルに移って間もなくだった。先の見えない避難生活をあれこれ悩み、眠れない夜が続いていた。「腹が痛い」と夜中に定子さんに助けを求めた。真っ青な顔で腹痛と吐き気を訴えながら、「何とか大丈夫」と翌日までこらえたが症状は悪化した。郡山市の病院に運ばれた。医師の診断は心筋梗塞だった。3カ所で血管が詰まり、緊急手術で一命を取り留めた。

8月には二本松市の仮設住宅に移った。4畳半二部屋に定子さんと2人。同じ棟に一郎さん夫妻がいてくれる安心感はあったが、浪江の自宅とは比較にならない狭さだった。

11月、痰に血が混じった。「肺に影があります」と主治医からがんを宣告された。それでも勇男さんは諦めなかった。毎日のように郡山市の病院に通い、放射線治療を受けた。「家に戻りたい」。闘病を支えたのは、故郷への思いだった。しかし病は再び、勇男さんを襲った。肺がんを宣告されても、末永勇男さんは故郷の浪江町に帰る日を目指し、通院治療を続けた。やがて肺の影は消えた。しかし自宅を離れて1年を迎えたころ、今度は肺に穴が開き、しばんでしまう肺気胸と診断された。苦しそうな顔で「ぜいぜい」と息切れした。入退院を繰り返し、見る見るうちに痩せた。亡くなる1週間前、勇男さんは長男の一郎さんと妻定子さん呼び、蓄えがどのくらいあるかを、絞り出すような声で伝えた。「それで俺のことを始末してけろな」。「何言ってる。まだまだ大丈夫だ」。一郎さんは精いっぱい励ました。しかし、父は家族にみとられることなく、旅立ってしまった。

「いつ遺体を引き取りますか」。無神経な医師の言葉は悲しみに暮れる一郎さんの心を逆なでした。「狭い仮設に連れて行けるわけねえだろ。どこに運べばいい」。口にするのは、やっところえた。

遺体は葬祭場の一室に安置できた。「墓石を作る石材業者だよ。葬儀は満足にやりたかったよ」。避難者は周囲に負担をかける申し訳なさから密葬の場合が多いが、一郎さんは当たり前の告別式にこだわった。幸い浪江時代の隣近所と連絡が取れ、手伝いの厚意を得られた。告別式は7月6日だった。定子さんが暮らす二本松市の杉田農村仮設住宅の4畳半。勇男さんの遺影は戸棚の中にある。狭い部屋に仏壇の場所はない。線香も遠慮している。何もかもが不自由だ。納骨はしていない。放射線量の高い代々の墓に父親を眠らせたくなかった。遺骨を預かってくれた浪江町の長安寺には勇男さんのような原発からの避難による死者の骨つぼが並んでいた。勇男さんは41体目だった。「いつか墓を作ってやる」。満足に父親を弔うこ

とのできなかつた一郎さんの無念は、何度遺影に手を合わせても消えない。墓は将来、自分たちの生活の拠点となる場所に作りたいと思っている。

「早く安心して眠らせてやりてえ。ふびんでしょうがねえよ」。定子さんは60年連れ添った夫が好きだった甘い菓子を切らさないようにしている。

浪江町が勇男さんを「震災関連死」と認めたのは10月だった。

NO.13 藤田常盛（80歳）病死：「障がいを持つ人の被災に対する配慮の欠如」

自転車に乗った南相馬市の女性職員が「津波が来ます。避難してください」と必死で叫ぶ姿を覚えている。2011年3月11日、藤田キミ子さん（75歳）は小高区の自宅近くの知人宅にいた。揺れが収まると、自宅にいた夫常盛さんのもとに駆け付けた。地震や津波で自宅に大きな被害はなかったが、東京電力福島第一原発の事故は夫妻に住み慣れた土地での余生を許さなかった。夫妻は13日、長女の家族と共に石川町の親戚宅に避難。3月末にいったん小高区に戻ったが、間もなく東京都町田市の市営アパートに移った。部屋はエレベーターのない5階建ての建物の4階。車椅子の常盛さんを抱える家族には過酷すぎる環境だった。慣れない土地で精神的に追い詰められたキミさんはある日、大量の血を吐いた。急性胃潰瘍と診断され、約2週間入院した。「夫のかけつけの南相馬市立総合病院近くに帰りた」。昨年6月、同市鹿島区の仮設住宅に夫婦で移った時はホッとしたりはなかった。しかし狭い仮設住宅の生活は、体が不自由な常盛さんには耐え難かった。夜中も物音が気になって寝付けぬ。年を越した2月2日夜、布団に入った常盛さんは近所の物音にいら立ち、「うー、うー」と声を上げながら、何度か強く布団に足を打ち付けた。体調を崩し、病院に運ばれた常盛さんが80歳の生涯を終えたのは3日後のことだった。

医師は常盛さんが一時的に激しく動いたため、足などの静脈にできた血栓が肺に運ばれ動脈に詰まる肺梗塞で亡くなったと、キミさんに説明し

た。

1人で仮設に暮らすキミ子さんは、思い立つと軽トラックで小高区の自宅に向かう。床の間には船大工だった常盛さんが作った船の模型や大工道具が飾られている。さしたる破損もないのに夫の思い出が残る自宅で暮らせないのは、原発事故による放射線のためだ。

キミ子さんは畑仕事が生きがいだった。今は直売所に自慢の野菜を並べるささやかな楽しみも奪われた。そもそも3月まで、家族にとって原発の存在は意識の外でしかなかった。

「車椅子生活で酸素ボンベが手放せない夫のような障害者が簡単に避難できるはずがない。悔しい。もう誰にもこんな悲しいことが起こらないでほしい」と仮設の天井を見詰め、キミ子さんは眠れない夜を過ごしている。

3月、光子さんは常盛さんの震災関連死の認定を市に申請した。一級の障害者手帳を持ち、30年にわたり病院通いをしていたとしても、東京電力福島第一原発事故による避難がなければ、こんなに早く命を落とすことはなかったはずだ。しかし、市災害弔慰金支給審査委員会は7月、常盛さんが通う市立総合病院が昨年7月に通常通りの業務を再開していたことなどを理由に申請を退けた。納得ができず、再審査を求めた光子さんに窓口の職員は「これまでに認定が覆ったことはない」ということだった。

NO.14 藤田広美 (48歳) 病死：「災害過労死とでもいうのであろうか」

「お母さんが会社で倒れたって。仕事が終わったら連絡ください」携帯電話の娘からのメールに気付いたのは午後6時半ごろだった。

昨年9月1日に、飯舘村から避難している高橋清さん(58)が「残業があるから、夕食は先に食べて」と福島市大森の借り上げアパートを出たのは午前6時すぎだった。妻の広美さんは、数年前にも貧血で倒れたことがあり、高血圧の薬を飲んでいた。出掛けに「はいよ」と元気に答えた妻に、変わった様子はなかった。「また貧血かな」と勤務する伊達市のリサイクル事業所を出て福島市東中央の病院に着くまで、それほど深刻に考え

ていなかった。病院には娘二人が先に来ていた。顔が真っ青だ。看護師に呼ばれ、医師の説明を受けた。広美さんが、村から市内に移転した勤務先の測量会社に倒れたのは午後4時半ごろ、運ばれた病院で死亡が確認されたのは約1時間後だった。ベッドで眠るように横たわる妻の傍らでぼうぜんと立ち尽くした。

広美さんの死因はくも膜下出血だった。担当医からは「避難によるストレスも要因の一つでしょう」と告げられた。大切な人を失ったことを初めて理解した。感謝の言葉も伝える時間は与えられなかった。

飯館村の高橋清さん一家が村から紹介された福島市渡利の県公務員住宅に身を寄せたのは、計画的避難区域の設定から1カ月余りがたった5月28日だった。県公務員住宅は6畳1部屋と4畳半2部屋に台所の3K。離れも含め7部屋あった飯館村の自宅と比べると、父藤七さん（85歳）、清さん夫婦、成人している長男長女の大人5人に中学生の次女が生活するには息苦しいほどだった。「6畳に男3人で寝た。その部屋で食事もした」。長男は1人になれる時間を求めて1カ月半後、別のアパートに移った。「今住んでいる場所の放射線量は高いので別の場所に移った方がいいですよ」。7月下旬、村役場からの電話だった。渡利での生活に慣れてきたころだった。「また引っ越しか」と家族全員がため息をついた。8月13日、渡利から4キロほど離れた福島市大森のアパートに慌ただしく引っ越した。避難疲れから家族の会話は次第に少なくなっていた。借り上げのアパートは9畳1部屋、6畳2部屋、4畳半1部屋。キッチンも広く、気分的には楽になった。しかし妻広美さんにとっては家族の移動の他に、勤めていた測量会社の引っ越しもあった。村と福島市の新しい事務所の間を何度も往復した。同僚の葬儀もあった。毎朝、長女を勤め先に、次女を中学校に送り届けてから会社に向かった。引っ越して10日後には藤七さんが歯の治療のため入院することになった。避難のストレスに加え、さまざまな責任が重なっていた。

四十九日が過ぎて、村に震災関連死を届け出ると、すぐ認められた。時

間がたっても、自分より不幸な人がいるとは思っても、胸の内では怒りが煮詰まっていく。「命を取られ、気持ちまで奪われた。これだけ自然を破壊しても、政治や世の中は元に戻っていく」

周囲は「前向きになれ」と言う。娘たちに親のいら立ちが伝わらないよう、気を付けてもいる。「それでも」と思う。賠償に関する書類の相談会が福島市飯野町の施設で開かれた。午前9時からという案内で多くの村民が来ているのに、東京電力側が会場に着いたのはギリギリの時刻だった。「外でみんな待ってるのに、それから会場づくりだよ。対応は上から目線で『申し訳ございません』と繰り返しても本当の謝罪ではないんだ」

「放射線量の高い村の墓に入れる気になれなくて. . .」と、広美さんの遺骨は今も福島市大森の借り上げアパートにある。1人欠けた部屋も清さんの心もがらんとしたままなのだ。

東京電力に対しては賠償の請求書に、広美さんが死亡した原因が原発事故であると認めるよう求める手紙を同封した。法テラスの若い弁護士に相談すると、生活状況を含め因果関係を証明できるのかと逆に聞かれた。

料理が上手で家族の中心だった広美さんを失い、何もかも任せっきりだったと気付かされた。「おやじや子どもたちのこと、食事、買い物、洗濯. . . 。やることがいっぱい暇なしだ」と嘆く。

もう一つ、他の土地の悲劇の本質を見ていなかった自分にも気付かされた。「阪神淡路大震災もチェルノブイリも人ごとだった。自分もそういう現実に遭遇しないと分からないよね」と今は思う。自宅がある八和木地区は再編によって居住制限区域とされ、避難指示解除の時期は3年半後の2016年3月になった。「年寄りはいかいらしい。解除になるまで生きてられるか. . . 。切実な問題だ」と語る。広美さんに先立たれ、残った自分たち家族が、今よりなにがしか良い暮らしを目指そうとすることにさえ、清さんの心には罪悪感が生じる。いまだに先が見えない将来に一歩を踏み出せずにいる。

どこに避難すればいいのか。引っ越しはどうするのか。仕事は。子ども

の学校は．．．。目の前のことに気を取られ、一番大切にしなければならぬ家族の健康を気遣うことができなかつた。「失ってから後悔しても遅い。女房はもう帰ってこない」のである。

福島市で営んだ葬儀には、自宅がある飯舘村飯樋字八和木の集落の人々が避難先から駆け付けてくれた。広美さんの職場の同僚も参列した。「これだけ周りに思われて女房は幸せ者だ」。広美さんの昔からの友人は、一周忌に大森のアパートを訪れ、遺影に手を合わせてくれた。周囲の気持ちに慰められる日もあるが、ささいなことで感情が高まり、涙があふれる時もある。原発事故がなければ、今でも家族の中心だったはずの広美さんの笑顔は遺影の中にしかない。いまは、「女房は山下達郎なんか好きだね。子育てが終わって落ち着いたら、旅行とか少しは楽しみたかったね」と話しかけるしかないのである。

4. 「震災関連死」が問うもの

未曾有の災害により多くの死者を出した東日本大震災から4年が経とうとしている。これまで紹介した17人の死は氷山の一角に過ぎない。2014年5月26日現在、福島県では「震災関連死」者数が1,699人と直接死の1,603人を上回っている。避難者13万人、応急仮設住宅居住者約28,000人と、決して災害復旧は終わってはいないのである。

17人の死から得た教示を以下のようにまとめておきたい。

- 1) 福島県における「震災関連死」はまさしく原発事故による居住と生活の突然の喪失から生じた2次被害であり、「不安」から生じるストレスがその主要因である。決して、こうしたストレスに対する耐性の剥奪によるものであり、固体側の脆弱性等ではないのであって、被災者という状態を社会全体が熟知し、それへの対応が不十分であるがゆえに起こったものなのである。
- 2) 福島県においては先にも述べたように、13万人という方々が避難状態にあるのであり、「長期避難」が続くことが想定できる。とす

るならば、今後もこうした「震災関連死」に至るような状態が続くことは想定内のことである。では、17人の方々が私たちに残した教訓はどのようなことであつたのであろうか。

- ①公的な対応窓口における職員の対応である。災害発生当初、自治体、病院等の公的機関、事業所の混乱は想像に難くない。しかしながら、危機的状態であればこそ、こうした機関、事業所における対応は重要なのであり、そのことを想定しながら、対応のあり方への検討は日常的に検討されておかねばならないのである。
- ②「あの時気づいていれば・・・」という後悔を多くの家族は述べている。家族が気づくということは案外と難しいことであり、第三者による気づき、方向付けが不可欠なのである。それが「誰か」ということになる。応急仮設住宅居住者にとっては、自治体による相談支援窓口としての生活相談支援員の派遣、訪問活動が行われてきているが、今後に向けての評価・検討が必要となっているのではないだろうか。兎角に心のケアという範疇で論ぜられるが、もっと身近での「併走者」が被災家族には不可欠なのではないだろうか。
- ③移住先における社会資源の情報提供とその活用に関する機会である。医療、福祉、教育等生活を再建するための社会資源に関して、よりくらしやすくするための情報である。17人の方々の中で、状態の急変への対応はなんとか繋がってはいるが、より日常的な医療・保健が重要であると同時に、いきがいという言葉に象徴される社会参加やそれまで続けてきた生活の継続を可能にする方法を早い時期から構築できる手段が必要なのである。ひとはパンのみに生きるにあらずということを多くの方は語っているのである。
- ④東日本大震災は岩手、宮城、福島だけでなく、多くの都道府県にまたがった被災となつてしまった。しかしながら、県を単位とす

ることと同時に、基礎自治体間の連携が不可欠となっている。近接した自治体間というよりは、“飛び地連携”を基礎自治体は構築しておかなくてはならないのではないだろうか。そのことによって、「どこに避難したかわからない」というような初期段階での混乱は少なくとも回避しうのではないだろうか。

- 3) 17人からのメッセージは、原子力発電は安全ではなく、地域ごと居住権を剥奪されるという事態を想定しておかなくてはならないのであり、そのことは仕事、医療、教育も含めて剥奪されることを意味しているのである。「長期避難」「不安」「せまる判断」、つきづきにつきつけられる生活課題、除染への不信、福島に充満しているこうした問題を私たちは認識し続けなければならない。居住、仕事、古里が突然失われるということは、今後も想定しうることなのである。14家族17人の方々に行ったことを私たちはしっかりと受けとめ、教訓としておかねばならない。

- (注1) 復興庁は人的被害を死者（直接死）、行方不明、負傷者、震災関連死（間接死）と類別している
- (注2) 上田耕蔵氏は、1996年に「震災後関連死亡とその対策」と題して発表している。（日本医事新報、NO3776、1996.9.7 40-44頁）
- (注3) 上田耕蔵（2012）『東日本大震災 医療と介護に何が起こったのか 震災関連死を減らすために』萌文社、13頁
- (注4) 上田耕蔵前掲書、104頁
- (注5) Alternative Dispute Resolution の略称。裁判外紛争解決の意。

参考文献

- ・上田耕蔵（2012）『東日本大震災 医療と介護に何が起こったのか 震災関連死を減らすために』萌文社
- ・吉原直樹（2013）『「原発さまの町」からの脱却—大熊町から考えるコミュニティの未来』

岩波書店

- ・日本居住福祉学会編 (2013) 『東日本大震災と居住福祉』(居住福祉研究 16) 東信堂
- ・香坂玲編 (2012) 『地域のレジリانس—大災害の記憶に学ぶ』 清水弘文堂書店
- ・相川祐里奈著 (2013) 『避難弱者』 東洋経済
- ・障がいを持つ人の防災研究会編 (2014) 『障がいを持つ人の防災提言集—大震災・津波・原発事故を経験したフクシマから』 特定非営利活動法人いわき自立生活センター

付記：本稿は2014年度から2016年度文部科学研究基盤研究(C)「福祉系専門職連携を基盤とした災害ソーシャルワークの実践的方法論に関する研究」の一部として行った研究の成果である。あらためて福島民報社の熱心な取材と編集に敬意を表したい。